

議事の運営及び役割分担について

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会 地層処分技術ワーキンググループの運営については、以下のとおりとする。

1. 会議は、原則として公開する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、公開する。
4. 会議の状況は、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。
5. 会議の開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。
6. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
7. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

資料 2

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会 地層処分技術ワーキンググループの役割については、第40回 放射性廃棄物ワーキンググループ（2023年6月22日）、第2回 特定放射性廃棄物小委員会（2023年12月11日）での議論を踏まえ、以下のとおりとする。

1. 原子力発電環境整備機構が作成した「北海道寿都郡寿都町 文献調査報告書（案）」及び「北海道古宇郡神恵内村 文献調査報告書（案）」について、「文献調査段階の評価の考え方」が適切に反映されているか議論・評価する。その他の意見があれば、それを取りまとめる。
2. その他、特定放射性廃棄物小委員会で、技術的・専門的観点からの審議が必要であるとタスクアウトされた項目について議論する。
3. 議論の状況を特定放射性廃棄物小委員会に随時共有し、結論を報告する。